

2024年6月21日



各 位

会 社 名 ASAHI EITO ホールディングス株式会社
代 表 者 名 取締役会長兼 星 野 和 也
社長執行役員
(コード 5341 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 社長室室長 生 島 始 郎
兼 IR 担当
T E L (06)7777-2067

新株予約権の一部譲渡に関するお知らせ (2023年8月10日決議)

当社は、2023年8月10日開催の取締役会において、2022年10月12日に発行した第5回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)の一部譲渡について承認しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 新株予約権の譲渡承認の経緯

当社は、2022年10月12日に本新株予約権総数10,298個(目的となる普通株式数1,029,800株)を発行し、その全部をカントリーガーデン・ジャパン株式会社へ割当致しました。今回、割当先であるカントリーガーデン・ジャパン株式会社(以下「カントリーガーデン・ジャパン」という。)より、カントリーガーデン・ジャパンが保有する本新株予約権のうち、1,800個を譲渡することにつき、2023年7月26日に承認の要請がありました。

カントリーガーデン・ジャパンは、当社代表取締役である星野和也が代表者を務める企業であり、本新株予約権の引受けにおいて、その保有方針につき、「割当予定先であるカントリーガーデンとの間では、資本関係を構築した上で、基本的には本資金調達により取得する当社株式を原則として中長期に保有する方針であること」を確認しておりましたが、この度、カントリーガーデン・ジャパンの事業状況が割当引受時に想定した計画よりも遅滞し、資金計画もまた当初の想定を下回っており、自社にて本新株予約権の行使を行うことが難しい状況にあることから、当社の資金調達や事業計画に影響を与えたくないとの考えから、事業資金調達のために行使を促進させる目的で本新株予約権を譲渡したいとの理由であることが表明されました。

譲渡先は鄭丁超氏で、当社代表者の星野の長年の知己であり、第6回新株予約権の割当先である創展環球有限公司の監査を行う会計士であります。上記のようなカントリーガーデン・ジャパンの状況を理解し、また当社の事業の円滑な進捗へ協力する旨の意向を表明されています。また今回の譲受けについては純投資目的であり、市場動向や株価水準に応じて機動的、積極的に行使していくお考えと経営支配の意向は有していないことを口頭で確認しております。また、同氏に関しましては反社会的勢力と関係していないことを、第三者機関である株式会社セキュリティー&リサーチに調査を依頼し確認しております。行使が可能であるかの資産状況については、ヒアリングにより現預金残高の確認を実施しております。

このような経緯から、当社としてはカントリーガーデン・ジャパンの当初の保有方針とは異なるものの、当社としての資金需要、事業計画の進捗を考慮した結果、本新株予約権の一部が鄭丁超氏に譲渡されるこ

とに問題はなく、鄭丁超氏の権利行使により当社の資金調達に繋がると考えて、本件譲渡について承認するものです。

2. 新株予約権の譲渡内容

(1) 譲渡人：カントリーガーデン・ジャパン株式会社

(2) 譲渡先：鄭丁超

(3) 譲渡承認日：2023年8月10日

(4) 譲渡日：2023年8月10日

(5) 譲渡個数：1,800個

(6) 譲渡価格：349,200円（1個につき194円）

(7) 目的となる普通株式数：180,000株

※本件譲渡による新株予約権の行使条件及び発行要項の変更事項はありません。

3. 新株予約権譲渡先の概要

① 氏名	鄭丁超	
② 住所	香港新界荃灣永順街	
③ 職業の内容	勤務先の名称	ASIAN ALLIANCE (HK) CPA LIMITED
	所在地	8/F Catic Plaza, 8 Causeway Road, Causeway Bay, Hong Kong
	役職	Director
	事業の概要	公認会計士事務所
④ 上場会社と 当該個人との関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

4. 今後の見通し

本新株予約権の譲渡による当社の連結業績への影響はありません。

以上